

合理的配慮について

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 第3章 第8条

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

●大学等における合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」 平成24年12月25日 文部科学省

4.本検討会における合理的配慮の定義（本検討会における位置付け）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm

「障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。」

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」 平成29年4月 文部科学省

5 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処 (1) 2

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

●合理的配慮決定の際の留意事項

「1.合理的配慮の申出の内容が教育に関わるものの場合、まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認する必要がある。その上で、この本質を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整する。」

合理的配慮の検討過程において、大学等が過重な負担に当たると判断した場合、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るように努めるとともに、他の実現可能な措置を提案する。」

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」 平成 29 年 4 月 文部科学省

5 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処 (3) 3

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm